

令和2年6月1日

各都道府県 栄典担当者各位

内閣府賞勲局総務課

「地域総合功労」に係る都道府県知事推薦の試行について

平成28年9月16日に閣議了解された「栄典授与の中長期重点方針」に基づき、地域での様々な活動を評価する「地域総合功労」を創設し、平成29年春以降、当該功労による受章者が出ているところです。

内閣府賞勲局では、地域総合功労に基づく栄典授与を推進してまいりたいと考えており、平成30年秋の叙勲からは、試行的に都道府県知事から推薦を受け付けております。

今回、令和3年春の叙勲を念頭に、知事推薦についてのご案内をさせていただきます。

手続の概要及びスケジュールについては別紙をご参照いただき、ご不明な点等は事前にご相談ください。

どうぞよろしくお願ひいたします。

内閣府 賞勲局 総務課 企画調査第一係
後藤、尾野

TEL: 03-3581-6533

FAX: 03-3592-1256

MAIL: shokunkicho@cao.go.jp

「地域総合功労」に係る都道府県知事推薦（試行）について

「地域総合功労」に係る都道府県知事推薦は、叙勲候補者としてふさわしい方を内閣府賞勲局に対して推薦できる「一般推薦制度」の仕組みを活用しており、地域において複数の功績を有する方を都道府県知事より推薦していただく制度です。

手続の概要

- ① 都道府県より、地域総合功労に係る叙勲候補者としてふさわしい者について、地域総合功労の推薦書類をもって内閣府賞勲局へ推薦する。
- ② 賞勲局は推薦書類を確認し、必要に応じて関係省庁への経歴確認を行った上で、正式推薦の可否について局内で検討を行う。
- ③ 正式推薦可となった候補者については、都道府県から賞勲局へ協議書類を提出する（協議書類の提出期限は春秋叙勲と同日程）。
- ④ 協議を受けた候補者について、賞勲局で審査し、問題なければ正式推薦、叙勲となる。

積極的かつ効果的な推薦を図るため、以下のとおりの運用とさせていただきます。

①の推薦を検討するにあたっては、事前相談を受け付けております

※個別案件について受章を保証するものではありませんが、事前相談に応じさせていただきます。ぜひご活用ください。

※①の推薦に枠はありません。

④に関しては、各省庁への通常の推薦枠とは別に枠を設けます

※叙勲に至る正式推薦の枠です。

※枠の数については推薦数等を踏まえて調整いたします。

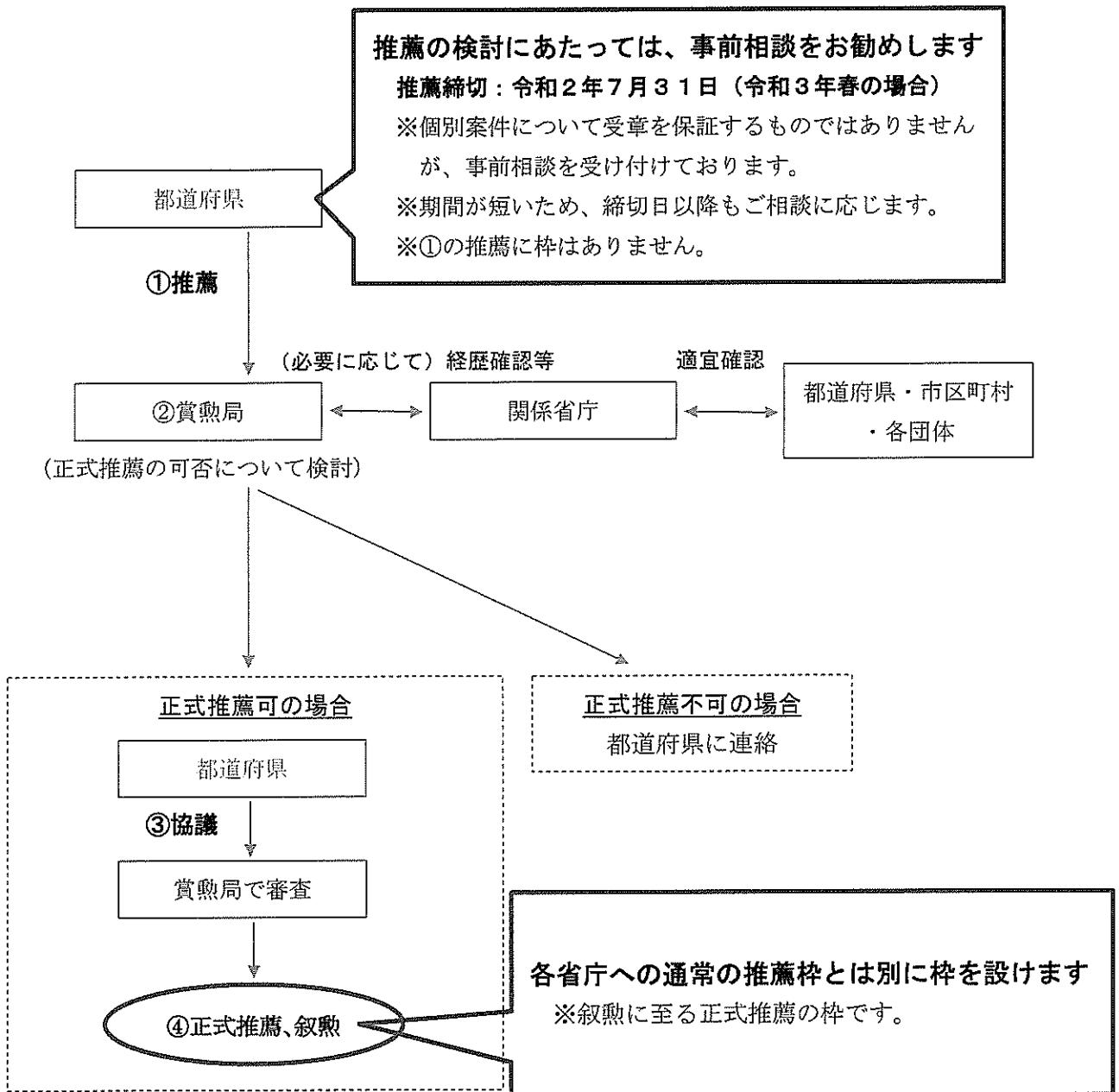
※一つの地域に偏った選考にならないようご配慮をお願いいたします。

(参考) 一般推薦で「地域総合功労」として叙勲に至る場合

- ① 一般の方から、叙勲候補者としたい者の推薦書が賞勲局に提出される（誰でも提出可能（自薦、2親等以内の親族不可）で年間を通じて受付）。
- ② 賞勲局は推薦書の内容を確認し、関係する省庁に対し、申請された候補者の経歴の事実確認と、省庁として正式に推薦できるか検討を依頼。

- ③ 関係省庁は、経歴の事実関係（場合によっては都道府県・市区町村に確認）及び正式推薦の可否を賞勲局に回答。
- ④ 関係省庁が正式推薦可としなかった者について、賞勲局において再度検討。
- ⑤ 検討の結果、地域における複数の分野において功績があり、それらを総合的に評価すれば叙勲の検討が可能と考えられる場合に、当該候補者の功績に係る都道府県に対して、都道府県から当該候補者を正式に推薦する意向があるかどうか打診。
- ⑥ 都道府県は、検討の結果を賞勲局に回答。
- ⑦ 都道府県が推薦の判断をした者については、次回以降の春秋叙勲において都道府県から協議し、賞勲局で審査。問題なければ正式推薦、叙勲となる。

【手続のイメージ】



【スケジュール（令和3年春の叙勲）】

令和2年6月～ ○各都道府県への事務連絡・相談受付

令和2年7月31日（※1） ○推薦書類提出期限

- 各府省への経歴確認
- 賞勲局内での検討

令和2年11月頃（※2） ○正式推薦の可否の連絡
(賞勲局→都道府県)

令和3年12月26日（※2） ○協議書類提出期限
(都道府県→賞勲局)

○審査

令和3年3月中下旬 ○内示
(賞勲局→都道府県)

○正式推薦
(都道府県→賞勲局)

令和3年4月29日 ○発令

（※1）締切日以降もご相談に応じます。お問合せください。

（※2）経歴の確認や功績の審査等に時間がかかり、推薦の可否の連絡や正式協議書類の提出が令和3年春の叙勲に間に合わない場合、次回（令和3年秋）以降の対象者として引き続き検討することになります。

【「地域総合功労」の候補者選定に当たっての留意事項】

以下のような功績を有する候補者であることが望ましい。

- ① 地域において複数の功績を有すること
- ② 柱となる功績があること
- ③ 柱以外の功績があること

柱となる功績とは

複数の功績のうち、主要経歴に係る柱となる功績は、既存の叙勲評価の対象とされているものであり、おおむね各省庁に推薦できる水準であること。

柱以外の功績とは

複数の功績のうち、柱以外の功績は、例えば以下のようなものが考えられる。

- ・ 既存の叙勲又は褒章評価の対象とされている経歴に係る功績で、その水準が柱となる功績に準ずるもの（柱以外の功績が一つである場合には、柱の功績又は柱以外の功績について知事表彰又は大臣表彰（感謝状の類は除く）の受賞歴があること）
- ・ 既存の叙勲又は褒章評価の対象とされていない経歴に係る功績であっても、知事表彰又は大臣表彰（感謝状の類は除く）の受賞歴があり、都道府県において特に顕著なものとして認めるもの（表彰や功績の内容について賞勲局で精査した上で、地域総合功労の功績として評価できると判断されたものに限る）

<参考1>これまで推薦された方の経歴例

分野	経歴例
地縁に基づいて形成された団体における功績	自治会、町内会 等
地域コミュニティや地域づくりを支える功績	商工会議所、商工会、商店街、消防団、公民館 等
地域経済の活性化等に貢献した功績	中小企業経営者、中小企業団体中央会 等
公益的な活動を行う民間団体における功績	ボイスカウト関係団体 等
少子高齢社会を支える業務における功績	保育士、介護福祉士、民生・児童委員、身体障害者福祉団体、老人クラブ、社会福祉協議会 等
その他	選挙管理委員、監査委員、教育委員、農業委員、人権擁護委員、国勢調査員、学校医、学校歯科医、保護司、国民健康保険関係、伝統工芸士 等

(*) 例えば、同一都道府県内における自治会長、民生・児童委員、消防団員、人権擁護委員、商工会議所役員、スポーツ関係団体役員、各種ボランティア従事者等の複数の経歴を有する場合が想定されます。

(**) 議員歴及び公務員歴は地域総合功労の功績としては評価の対象としません。ただし、他の経歴で地域総合功労が検討できる場合は、議員歴又は公務員歴のある方も推薦いただけます。また、叙勲にあたっての勲等評価においては、通常と同様に、候補者のすべての経歴が総合評価されます。

推薦に当たって判断に迷う場合には、事前にご相談に応じます。
お気軽にお問合せください。

<参考2> 地域総合功労受章者先例

(2春) 受章者：74歳男性【旭単】

推薦者：北海道

主要経歴：教育委員会委員（20年、うち委員長10年）
消防団（30年、うち分団長2年）

受章者：80歳男性【瑞双】

推薦者：岐阜県

主要経歴：学校歯科医（52年）
教育委員会（17年、うち委員長5年）

受章者：89歳男性【旭単】

推薦者：京都府

主要経歴：選挙管理委員会（16年、うち委員長13年）
保護司（25年）

(元秋) 受章者：81歳女性【旭単】

推薦者：千葉県

主要経歴：自治会会长（27年）
民生・児童委員（27年）

受章者：80歳男性【旭単】

推薦者：岐阜県

主要経歴：代表監査委員（12年）
保護司（20年）

受章者：88歳男性【旭双】

推薦者：京都府

主要経歴：全国国民健康保険組合協会副会長等（20年）
ボーイスカウト関係団体副理事長等（16年）
保護司（23年）
伝統工芸士（63年）

受章者：71歳男性【旭双】

推薦者：島根県

主要経歴：教育委員会委員（8年、うち委員長5年）
中小企業経営者（44年）

- (元春) 受章者：87歳男性【旭単】
推薦者：北海道
主要経歴：農業委員会委員（24年、うち会長9年）
民生・児童委員（18年）
- 受章者：87歳女性【旭単】
推薦者：岐阜県
主要経歴：選挙管理委員会委員長（8年）
商工会議所女性会（18年、うち会長3年1月）
教育委員会委員（9年2月、うち委員長2年）
- 受章者：80歳男性【瑞双】
推薦者：沖縄県
主要経歴：自治会長（32年1月）
民生・児童委員（20年5月）
- (30秋) 受章者：79歳男性【瑞单】
推薦者：大阪府
主要経歴：民生・児童委員（39年）
自治会会长（18年）
- 受章者：77歳男性【瑞单】
推薦者：高知県
主要経歴：民生・児童委員（34年11月）
町内会会长（30年5月）
- (30春) 受章者：85歳男性【瑞双】
推薦者：岐阜県
主要経歴：保護司（26年）
農業委員会委員（42年、うち会長5年1月）
- (29春) 受章者：82歳男性【旭双】
推薦者：愛媛県
主要経歴：公民館連合会会长（12年）
明るい選挙推進協議会会长（8年11月）
老人クラブ連合会副会長等（10年1月）

地域総合功労について よくある質問

Q どのような人を推薦すればよいのか。

A 叙勲評価の対象となる経歴に係る功績を柱として、その経歴が各省庁に推薦できる基準の9割程度を満たしている（10割を含む）ことに加え、地域で活躍された柱以外の功績がある方が望ましい。推薦基準の9割程度を満たしているかどうか判断できない場合は、当局まで相談いただきたい。

Q 柱以外の功績とは、叙勲又は褒章評価の対象となる経歴に係る功績でないとダメなのか。

A 叙勲又は褒章評価の対象となる経歴に係る功績を柱以外の功績とする場合は、その水準が柱となる経歴に準ずるもの（叙勲の場合は各省庁に推薦できる基準の8割程度、褒章の場合は9割程度）とする。これとは別に、既存の叙勲又は褒章評価の対象とならない経歴に係る功績であっても、知事表彰又は大臣表彰の受賞歴があり、都道府県が特に顕著なものとして認めるものがある場合は、賞勲局が表彰や功績の内容について個別に精査した上で、地域総合功労の功績として評価できると判断されたものは、柱以外の功績とする。

Q 推薦基準の9割程度を満たしている方を把握していない。また、複数の功績があるような方についても把握していない。どのように候補者を把握することを想定しているのか。

A 既存の候補者リストについて複数の功績を有する方がいかどうかを確認したり、過去の知事表彰受賞者の経歴を確認するなど、既に手元にある各種経歴を持つ方の資料について、地域総合功労の観点から見直してみてはどうか。そのほかに具体的な取組があれば、当局まで是非ご連絡いただきたい。

Q 叙勲又は褒章評価の対象となる功績の一覧を示してもらえないか。

A お示しするのは困難である。前掲の経歴例・受章先例を参考にしていただき、複数の異なる分野で長きに渡って活動されている方で知事表彰又は大臣表彰を受けている方がいらっしゃれば、積極的に御相談いただきたい。

Q すでに各省庁へ推薦できる経歴をお持ちの方（順番待ち）を推薦することは可能か。

A 柱となる経歴に係る功績に加え、他に地域で活躍された柱以外の功績があれば、推薦いただくことができる。

Q 議員歴や公務員歴での推薦は可能か。

A 議員歴及び公務員歴は、地域総合功労の柱又は柱以外の功績としては評価の対象としないため、議員歴や公務員歴での推薦はできない。ただし、他の経歴で地域総合功労が検討できる場合は、議員歴又は公務員歴がある方も推薦いただけます。なお、勲等評価に当たっては、春秋叙勲と同様、候補者のすべての経歴が総合評価される。

Q 地域総合功労に係る功績は、市町村内での活動によるものも対象になるのか。

A 地域における複数の功績（柱・柱以外）を有していれば、それが市町村内での活動か、都道府県レベルの活動かは問わない。都道府県として地域総合功労にふさわしいと思われる方がいらっしゃれば、推薦していただきたい。

Q 保護司など都道府県で詳細を把握していない経歴はどうするのか。

A 可能な限り、そのような経歴がある旨を記載して推薦していただきたい。具体的な年数や取扱件数などは、当局から関係省庁へ照会も可能。

Q 「手続の概要」の①の推薦をすれば、叙勲されるのか。

A 地域総合功労に係る叙勲候補者として適当であるか否かは、個別に審査・検討する必要がある。賞勲局で正式推薦の可否を検討した上で、可となった方のみ候補者として協議を受け付け、審査の上問題がなければ正式推薦、叙勲となる。①の推薦を受け付けた段階で叙勲を約束するものではない。

Q 都道府県知事が推薦したいと思う方を直接協議することは出来ないのか。

A 現在、地域総合功労に係る叙勲は一般推薦の仕組を活用しており、都道府県から推薦いただいた方については、まず賞勲局で候補者として適当であるか否かの検討を行い、正式推薦可と判断された方に限り、協議いただける制度としている。地域総合功労の先例が少ない状況であり、試行を積み重ね先例が蓄積した段階で改めて検討させていただく。

Q 今回の試行を今後も行うのか。

A そのように考えている。次回の推薦については、また各都道府県宛てに連絡する予定。

